

第3章 これから目指す雨水対策の方向性

3-1 理念

あめの恵みを活かす安城

あめの恵みを活かす安城。この理念は、安城市雨水マスタープランを策定した当時、環境首都を目指す安城市として、あめを速やかに“流す”治水対策だけでなく、あめを水資源として捉え、雨水を“浸透させる”ことで地下水の涵養や河川流量の維持（湧水対策）に活かす、雨水を“貯める”ことで貯めた雨水を散水や防災用水として“使う”ことを推進するために掲げられたものです。

あれから10年の月日が流れ、近年では相次ぐ豪雨災害の発生により、治水対策や防災・減災対策の重要性がクローズアップされていますが、湧水対策や雨水利用の促進も必要な施策であることに変わりはありません。これからも環境先進都市として発展し続ける安城市としては、「第2次安城市雨水マスタープラン」においても、この理念を継承していきます。

3-2 基本方針

市民、事業者及び行政が協働して、
あまみずを水資源として捉え、
さらに防災・減災の視点を取り入れた雨水対策を推進する。

「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える“水防災意識社会再構築ビジョン”の実現に向けて、今後は“防災”だけでなく、“減災”の視点も取り入れていく必要があるため、第2次安城市雨水マスタープランでは、市民、事業者及び行政が協働して、「水資源」と「防災・減災」の視点を取り入れた雨水対策を推進していきます。なお、雨水対策の категорияとして、雨水を「流す」、「貯める」、「浸透させる」、「使う」、水害について「学び備える」方針は継承していきます。

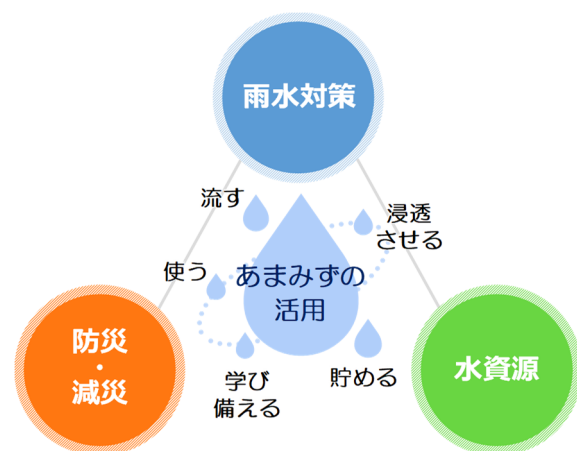


図 基本方針のイメージ

3-3 新たな施策体系

理念 | あめの恵みを活かす安城

基本方針 市民、事業者及び行政が協働して、あまみずを水資源として捉え、さらに防災・減災の視点を取り入れた雨水対策を推進する。



図 第2次安城市雨水マスタープランの施策体系

<施策体系の主な改善点>

- 「浸み込む土地（緑地・農地）の保全」に加え、安城市緑の基本計画と連携して「新たな緑化」の推進を図り、“貯める”、“浸透させる”施策を更に加速させるため、施策項目を「グリーンインフラの推進」に改めます。
- “学び備える”施策を強化するため、「防災教育の推進」を追加します。また、これまでは防災情報やその伝達手段の充実に取り組んできましたが、今後は充実されたツールを市民に活用してもらうための施策に発展させます。

3-4 段階的な雨水対策の目標

- ①平成20年8月末豪雨と同等の豪雨に対し、今後5年間で家屋の床上浸水を解消し、今後10年間で床下浸水を解消する。
- ②水防法に準拠した「想定し得る最大規模」の降雨により大規模水害が発生しても死者を出さない（逃げ遅れゼロ）。

安城市では、河川事業者による河川の整備に加え、下水道事業者が市街化区域を中心とする下水道計画区域において、5～10年確率規模の降雨（計画降雨）による浸水被害の防止を目指し、雨水管渠や調整池の整備を進めていますが、これらのハード対策には長い期間を要します。さらに、全国各地で計画降雨を超える豪雨により大規模水害が頻発している現状を鑑みると、市内全域において、市民、事業者及び行政が協働して「計画降雨を超える豪雨に対する防災・減災対策」にも取り組んでいく必要がありますが、これも一朝一夕に達成できるものではないため、「段階的な目標」を立て、“こつこつ”取り組んでいくしかありません。

安城市において、直近で最も大きな被害をもたらした豪雨は、「平成20年8月末豪雨」です。第2次安城市雨水マスタープランでは、平成20年8月末豪雨と同等の豪雨に対し、中期的な目標として、今後5年間で（令和7年度までに）家屋の床上浸水を解消し、今後10年間で（令和12年度までに）床下浸水を解消することを目指し、“貯める”、“浸透させる”施策を中心としたハード対策を推進します。

表 第2次安城市雨水マスタープランの段階的な雨水対策の目標（ハード対策）

主体		雨水対策の内容	雨水流出抑制量 (m ³)	
			令和7年度まで	令和12年度まで
行政	河川事業者	河川整備計画に基づき、計画降雨に対する河川の整備を行う。	—	—
	下水道事業者	下水道計画に基づき、計画降雨に対する雨水管渠や調整池の整備を行う。	1,500	7,900
	その他	公共施設において雨水貯留浸透施設の整備やグリーンインフラの推進を行う。	15,400	67,500
事業者	民間施設において雨水貯留浸透施設の整備やグリーンインフラの推進を行う。			
市民		私有地において雨水貯留浸透施設の整備やグリーンインフラの推進を行う。		

※この目標値は、令和元年度末時点の整備状況を踏まえて算出したものであるため、実質、令和2年度からの目標値である。また、今後の農地転用を伴う開発行為（雨水浸透阻害行為）に対しては、別途、雨水流出抑制の対策が必要である。

このようなハード対策を“こつこつ”進めながら、いつ起こるか分からない豪雨災害に対して“命を守る”ための備え（ソフト対策）も怠ってはなりません。このソフト対策は、水防法に準拠した「想定し得る最大規模（1000年確率規模以上）」の降雨を見据え、市民の適切な避難により死者を出さないこと（逃げ遅れゼロ）を目指すため、市民が主体となって手作りハザードマップの整備を段階的に行います。具体的には、水

平・垂直避難が必要と考えられる50cm以上の浸水想定区域に該当する63地区を対象とし、今後5年間で（令和7年度までに）5m以上の浸水想定区域における整備を完了し、今後10年間で（令和12年度までに）5m未満の浸水想定区域における整備を完了します。

表 第2次安城市雨水マスタープランの段階的な雨水対策の目標（ソフト対策）

主体	雨水対策の内容	手作りハザードマップ 整備地区数	
		令和7年度 まで	令和12年度 まで
行政 / 市民	想定し得る最大規模の浸水想定区域（浸水深50cm以上）において、手作りハザードマップの整備を行う。	40地区	63地区

3-5 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、平成27年9月の国連総会において全会一致で採択された令和12年までの長期的な開発の指針「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなすもので、「誰一人取り残さない」というコンセプトを分野別の目標としてまとめた「持続可能な開発目標」です。



第8次安城市総合計画（後期計画）では、SDGsの17の目標と基本計画における主な施策の方針の関係を示しており、関連する「都市基盤（住環境）」と「防災・減災」の方針には、「6 安全な水とトイレを世界中に」、「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「13 気候変動に具体的な対策を」が該当します。

表 第2次安城市雨水マスタープランの施策項目とSDGsの関係

第2次安城市雨水マスタープランの 施策項目	SDGs			
	6 安全な水とトイレを世界中に	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 住み続けられるまちづくりを	13 気候変動に具体的な対策を
◎河川・排水路環境の維持・保全	○	○	○	
⑬雨水浸透施設の普及	○	○	○	
⑭雨水浸透施設の整備基準等の作成と実施				
⑮緑地・農地の保全				
⑯公共施設の緑化の推進		○	○	○
⑰民有地の緑化の推進				
⑱調整池の整備				
⑲遊水地の整備				
⑳雨水貯留施設の整備基準等の作成と実施		○		
㉑水田貯留の推進				
㉒各戸貯留の推進	○	○	○	
㉓多様な情報伝達手段の活用				
㉔提供する防災情報の充実と活用				
㉕防災ワークショップの開催		○	○	○
㉖自主防災組織の強化				
㉗防災教育の推進				

第4章 施策の取組内容

4-1 河川・下水道の整備

① 一級、二級河川の整備

主体 **行政**

○ 国が管理する一級河川矢作川の整備に関する要望

- ・関係市で構成させる「矢作川改修促進期成同盟会」の活動などを通じて、一級河川矢作川の整備を継続的に要望していきます。
- ・安城市としては、洪水の安全な流下に支障となる樹木の伐採、堤防の機能に支障が生じる漏水の履歴がある箇所（重要水防箇所）の対策などを要望していきます。

○ 県が管理する一級、二級河川の整備に関する要望や費用負担

- ・関係市で構成させる「鹿乗川河川改修促進期成同盟会」の活動などを通じて、一級河川矢作川水系鹿乗川の河川改修を継続的に要望していきます。また、河川整備計画に基づく整備が完了していない二級河川高浜川水系長田川・半場川などの河川改修も継続的に要望していきます。
- ・県が管理する河川の改修に伴い、市が管理する橋りょうの改築を行う場合は、県と協定を締結し、市も費用を負担しながら河川の改修を促進していきます。

② 準用河川の整備

主体 **行政**

○ 準用河川志茂川・長配川の整備に向けた準備

- ・下流の一級、二級河川の整備状況を踏まえると、準用河川の次期整備候補は、鹿乗川の支川である「志茂川」、半場川の支川である「長配川」ですが、今すぐ着手できるものではありません。今後も県との調整会議を継続し、下流の一級、二級河川の整備状況の把握に努め、遅延なく速やかに準用河川の整備に着手できるよう、必要な時期に計画・設計業務を行います。

③ 下水道の効率的整備

主体 **行政**

○ 土地区画整理事業における雨水管渠の面的な整備

- ・「安城南明治土地区画整理事業」や「安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業」において、雨水管渠の面的な整備を継続するとともに、今後の新たな土地区画整理事業予定地（三河安城地区）でも同様の取組を推進していきます。

○ 浸水リスクの高い地区における重点的な下水道の整備

- ・浸水リスクの高い「追田排水区」、「勢井前第一排水区」、「大山田第一排水区」（重点地区）においては、その他の排水区（一般地区）より高い水準で雨水管渠やその排水機能を補う調整池の整備を行います。

重点地区の整備水準 「1時間当たり最大雨量62mm」

一般地区の整備水準 「1時間当たり最大雨量56mm」

- 一般地区の中でも比較的浸水リスクの高い「下管池排水区」、「上倉排水区」、「二本木第二排水区」、「大山田第二排水区」においても、下水道の整備を検討していきます。

④ 窪地等における浸水対策の実施

主体 **行政**

○ 宮前ポンプ場の施設管理の徹底

- 浸水常襲地区である「安城町宮前（勢井前第一排水区）」の浸水対策として、宮前ポンプ場の施設管理を徹底していきます。

○ その他の窪地等における浸水対策の検討

- 安城町宮前以外にも、地形などの影響で局所的に浸水しやすい場所があるため、引き続き、窪地等における浸水対策を検討していきます。

⑤ 隣接する市と共同した計画策定と事業の執行

主体 **行政**

○ 隣接する市との共同で行う雨水対策事業の模索

- 行政界付近では、隣接する市と共同で行う雨水対策事業を模索していきます。

4-2 河川・下水道の維持管理

⑥ 準用河川・排水路の維持管理

主体 **行政**

○ 準用河川や主な排水路の草刈り

- ・準用河川や主な排水路（市街地を流れる追田川など）の草刈りを継続的に実施していきます。

○ 準用河川や主な排水樋管の点検

- ・準用河川や一級、二級河川に設置されている主な排水樋管（河川からの逆流を防止する施設）の点検を継続的に実施していきます。

○ 準用河川などの速やかな維持修繕（河川浚渫事業の推進）

- ・点検により確認された河道や排水樋管の土砂堆積、堤防、護岸などの異常は、速やかに対処していきます。
- ・令和2年度から令和6年度までの期間に創設された「緊急浚渫推進事業債」という国の財源の活用も視野に入れながら、準用河川の河道に堆積した土砂の除去（浚渫）を計画的に実施し、既存の排水機能を最大限確保する取組を推進していきます。

＜近々で浚渫が必要な準用河川＞

堀内川、郷東川、上条川、新田川、八ツ田川、間屋川、切間川、割目川

⑦ 市民との協働による維持管理の実施

主体 **行政** / **市民**

○ 市民による河川などの草刈りや清掃作業の実施

- ・今後も河川などの草刈りや清掃作業の一部を町内会に委託するとともに、日頃から市民に対して身近な排水路の簡易な草刈りや清掃作業に協力していただくよう誘導していきます。

○ 市民や町内会からの要望に基づく排水路の維持修繕

- ・市民主体の維持管理を進める中で異常が確認された排水路や、地域住民の高齢化などにより市民主体の維持管理が困難となった排水路については、市民や町内会からの要望に基づき、市が排水路の維持修繕工事を行います。

⑧ 河川・排水路台帳の更新

主体 **行政**

○ 各種台帳の更新

- ・「準用河川の点検調書」を更新していきます。
- ・排水路の維持修繕工事により、排水路の位置、流下方向、構造などが変更された場合は、その都度、「雨水排水路網図」を更新していきます。

⑨ 河川・排水路環境の維持・保全

主体 行政

○ 河川・排水路の水質改善

- 下水道（污水）の普及を促進し、河川・排水路への雑排水の軽減を図ります。
- 明治用水土地改良区と連携し、河川・排水路への用水放流による水質改善とその効果検証を行う取組を継続していきます。

⑩ 下水道の維持管理

主体 行政

○ 調整池やポンプ施設の点検

- 調整池やポンプ施設の点検を継続的に実施していきます。

⑪ 施設・設備台帳の更新

主体 行政

○ 各種台帳の更新

- 調整池やポンプ施設が新設・改良された場合は、その都度、管理台帳を更新していきます。

⑫ 維持管理計画の更新

主体 行政

○ 調整池等ポンプ施設長寿命化計画の更新

- 調整池やポンプ施設の点検データや設備の更新データを蓄積し、調整池等ポンプ施設長寿命化計画を更新していきます。

4-3 雨水浸透施設の整備

⑬ 雨水浸透施設の普及

主体 **行政** / **市民** / **事業者**

○ 補助制度の改正

- 雨水貯留浸透施設設置補助制度について、「提出書類の簡素化」や「Web申請の導入」による手続きの改善を図り、手続き方法の説明資料も分かりやすいものに更新していきます。

○ 雨水浸透の意義や補助制度のPR

- 市民・事業者に対し、ホームページ、広報、町内会の回覧、市役所窓口や公共施設（アンフォーレ、公民館など）でのパンフレットなどの掲示、まちかど講座、関係する事業者向けの説明会、ハウジングセンターや防災イベントへの出展など、あらゆる手段や機会を利用して雨水浸透の意義や補助制度のPRを行っていきます。
- 市職員に対しても、改めて雨水浸透の意義を周知し、公共施設における雨水浸透施設の普及に努めていきます。

⑭ 雨水浸透施設の整備基準等の作成と実施

主体 **行政** / **市民** / **事業者**

○ 市内全域における雨水流出抑制施設設置の義務化

- 安城市は、農地の絶大な保水機能により水害から守られていると言っても過言ではなく、農地転用を伴う開発行為（雨水浸透阻害行為）においては、現況と同程度の保水機能を担保する雨水流出抑制施設を確実に設置していく必要があります。
- 現在、境川・猿渡川流域では、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、500m²以上の雨水浸透阻害行為に対して雨水流出抑制施設の設置が義務づけられていますが、今後は同様の取組を市内全域に拡大していくため、「条例の制定」及び「安城市雨水流出抑制施設設置指導要綱・技術基準の改訂」を行います。

○ 市内全域における雨水流出抑制施設設置の指導

- 雨水浸透阻害を伴わない開発行為（過去に開発された土地の再開発）や500m²未満の小規模な雨水浸透阻害行為に対しては、安城市雨水流出抑制施設設置指導要綱・技術基準（改訂版）に基づき、雨水流出抑制施設の設置に向けた指導を行います。

4-4 グリーンインフラの推進

⑮ 緑地・農地の保全

主体 **行政** / **市民** / **事業者**

○ 緑地・農地の保全に資する各種制度の運用

- ・「農業振興地域制度」の適正な運用により、市街化調整区域に残された広大な農地（農用地区域）を保全していきます。
- ・市街化区域においては、「生産緑地地区の継続的な保全」や「身近な市民農園の整備促進」により都市農地を保全していきます。
- ・樹林保全地区など条例に定める緑地についても保全していきます。

○ 農地が有する多面的機能のPR

- ・土地所有者自身が「農地の多面的機能」を理解し、農地の保全に協力していただけるよう、PRを行っていきます。

⑯ 公共施設の緑化の推進

主体 **行政**

○ 公共施設における緑地の拡大

- ・市役所や文化施設、学校などの公共施設において、樹木の植栽や花壇の設置などを積極的に行います。
- ・都市公園の新設・改修を行う際は、新規植栽などを行います。
- ・地域の景観特性や環境との調和、歩行者の安全性などに配慮しながら、街路樹などによる道路緑化を検討していきます。

⑰ 民有地の緑化の推進

主体 **行政** / **市民** / **事業者**

○ 民有地における緑地の拡大

- ・緑づくりの補助制度（生垣等設置奨励補助制度、都市緑化推進事業補助制度）の積極的な活用により、住宅や店舗における生垣設置、駐車場緑化、樹木植栽、屋上緑化などを推進していきます。
- ・雨水貯留浸透施設設置補助制度とタイアップし、雨水貯留槽の設置と緑化の推進を合わせて行っていきます。

4-5 雨水貯留施設の整備

⑱ 調整池の整備

主体 **行政**

○ 下水道計画に位置づけられている調整池の整備

- ・浸水リスクの高い重点地区で計画されている調整池について、費用対効果を考慮して整備箇所を検討し、整備を行っていきます。

⑲ 遊水地の整備

主体 **行政**

○ 鹿乗川遊水地（上池）の整備に関する要望

- ・矢作川下流圏域河川整備計画に基づく鹿乗川遊水地（上池）の整備を要望していきます。

⑳ 雨水貯留施設の整備基準等の作成と実施

主体 **行政** / **市民** / **事業者**

○ 市内全域における雨水流出抑制施設設置の義務化

- ・⑭と同様の取組を行います。

○ 市内全域における雨水流出抑制施設設置の指導

- ・⑭と同様の取組を行います。

㉑ 水田貯留の推進

主体 **行政** / **市民** / **事業者**

○ 水路流量調整方式と排水マス流量調整方式の併用による水田貯留の推進

- ・現在、軌道に乗っている「排水マス調整方式」による水田貯留を推進しつつ、高低差の少ない水田が広範囲に広がり、かつ排水路の延長が長いような場合は「水路流量調整方式」を採用するなど、両方式を併用した水田貯留を推進していきます。

○ 土地改良事業と連携した水田貯留施設の整備

- ・土地改良事業における「ほ場整備（田んぼの整地など）」に合わせて、水田貯留施設を整備していきます。

○ 水田貯留の効果検証

- ・水田に水位計を設置し、アプリで水位が見られる最先端の水管理技術を活用し、水田貯留による効果を検証する取組を試行していきます。

○ 水田貯留事業のPR

- ・ホームページやパンフレットを最新の取組内容に更新するとともに、劣化して見づらくなったPR看板の更新も行っていきます。また、広報、町内会の回覧、まちかど講座、防災イベントなど、あらゆる手段や機会を利用して水田貯留事業のPRを行っていきます。

⑫ 各戸貯留の推進

主体 行政 / 市民

○ 補助制度の改正

- ⑬と同様の取組を行います。

○ 雨水貯留や雨水利用の意義や補助制度のPR

- ⑬と同様の取組により、雨水貯留や雨水利用の意義や補助制度のPRを行っていきます。
- 緑づくりの補助制度とタイアップし、雨水貯留槽の設置と緑化の推進を合わせて行っています。

4-6 防災対策の推進

⑳ 多様な情報伝達手段の活用

主体 **行政** / **市民**

○ 多様な情報伝達手段の周知と活用促進

- ・緊急速報メール（エリアメール）、登録制の安全安心情報メールやYahoo防災速報（防災アプリ）、ケーブルテレビ（キャッチ）、防災ラジオなど、行政があらゆる手段で避難情報を伝達することを市民に周知し、市民自身が得意なツールを活用して避難情報を確実に受信できるようにします。

㉑ 提供する防災情報の充実と活用

主体 **行政** / **市民**

○ 「安城市河川水位観測システム」の改良

- ・安城市河川水位観測システムにおいて、水害時に危険なアンダーパスの冠水情報を追加していきます。
- ・現状では、同時アクセス数（一度に最新の情報を閲覧できる端末数）が制限されていますが、今後は、利用者の増大を見据えて同時アクセス数の拡張も行っていく予定です。

○ 国が公開している「川の防災情報」の周知と活用促進

- ・国が公開している「川の防災情報」では、気象情報のほか、国が管理する矢作川については地点ごとの水位や監視カメラの映像、「水害リスクライン」という新たなシステムによる区間ごとの洪水危険度を確認することができます。また、県が管理する河川のうち、猿渡川（井畑橋）、西鹿乗川（西鹿乗橋）、半場川（城藤橋）に設置された危機管理型水位計の水位も確認することができ、令和2年度には水位上昇が顕著な長田川（大山田橋）にも危機管理型水位計が設置される予定であり、行政が提供する防災情報は多種多様なものとなっています。このような防災情報は、行政が発信しているだけでは意味がないため、市民への周知を徹底し、活用を促進していきます。

○ 「安城市水害ハザードマップ」の周知と活用促進

- ・想定し得る最大規模の洪水や内水による浸水想定区域を表した「安城市水害ハザードマップ」を全戸配布するとともに、ホームページ、広報、町内会の回覧、SNSによる配信、市役所窓口、公共施設（アンフォーレ、公民館など）、利用者の多い民間施設での配布、防災ワークショップや防災教育など、あらゆる手段や機会を利用して周知し、活用を促進していきます。

㉒ 防災ワークショップの開催

主体 **行政** / **市民**

○ みずから守るプログラムを活用した「手作りハザードマップ」の整備

- ・「3-5 段階的な雨水対策の目標」に掲げたとおり、水平・垂直避難が必要と考えられる50cm以上の浸水想定区域に該当する63地区（町内会）に対し、みずか

ら守るプログラムの活用を呼びかけ、ワークショップにより市民自身がまちの地形や浸水しやすい場所を知り、水害時の安全な避難について考える取組を推進していきます。

○ まちかど講座の開催

- ・まちかど講座（市職員による出前講座）により、水害ハザードマップの活用方法を詳しく説明していきます。また、その取組を市民に周知していきます。
- ・みずから守るプログラムは、1年に実施できる地区数に限度があるため、まちかど講座も活用して、水害について学び備える取組を推進していきます。

○ 新たなプログラムの企画

- ・「みずから守るプログラム」や「まちかど講座」は、申込の手続きが必要であり、開催に向けての準備にも相当の労力がかかり、市民にとってはハードルが高いものとなっているため、市民が“楽しく”“簡単に”学ぶことができる新たなプログラムを企画していきます。
- ・県が推進している「ブラアイチ」というプログラムは、まちの成り立ちを知ることによる「まちづくり」意識の啓発、過去の災害や地形を知ることによる「防災」意識の啓発、県内各地への興味を呼び起こすことによる「観光」促進を目的とし、誰でも気軽に参加できるものとなっています。安城市においても、ブラアイチや同様のプログラムを企画し、市民に新たな学習の場を提供していきます。

②⑥ 自主防災組織の強化

主体 **行政** / **市民**

○ 地区防災計画の策定支援

- ・自主防災組織に「地区防災計画策定マニュアル」を配布し、地区防災計画の策定を支援します。
- ・地区防災計画の中には、避難所や避難経路などの情報を盛り込んだ「マップ」の要素を含めるよう自主防災組織に働きかけ、必要に応じて「手作りハザードマップ」も活用していきます。

○ より実践的な訓練の実施

- ・みずから守るプログラムにおける大雨行動訓練では、水害のシナリオ（タイムライン）に応じて行政・メディアなどから提供される情報を体験しながら、避難判断をトレーニングする内容が組み込まれているため、このプログラムを積極的に活用し、より実践的な訓練を行っていきます。

②⑦ 防災教育の推進

主体 **行政** / **市民**

○ 小・中学校での水害に対する防災教育の推進

- ・未来を担う子供たちが水害について学び備える取組として、水害ハザードマップや国が公開している「防災教育ポータル」の教材の活用を検討し、小・中学校向けの防災教育（市職員による講座の開催など）を推進していきます。

第5章 計画の運用

安城市雨水マスタープランは、平成23年3月に第1次の計画がスタートしてから毎年、施策の実施と進捗管理を継続し、この度、全国的な雨水対策事業の進展や施策の進捗状況などから見えてきた課題を踏まえ、計画の評価・見直しを行い、第2次安城市雨水マスタープランの策定に至りました。今後も、このような「PDCAサイクル」を回しながら、計画を運用していく必要があります。

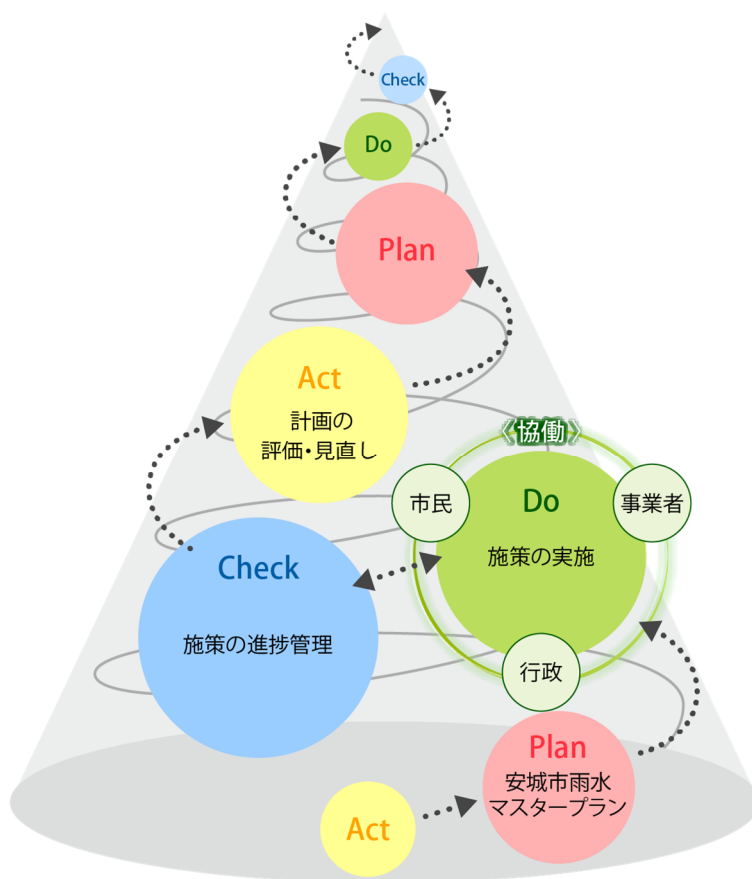


図 計画の運用イメージ

<基本方針>

- 毎年、施策の実施と進捗管理を行い、ホームページなどで公表していきます。
- 5年後（令和7年度）に「安城市雨水マスタープラン策定審議会（以下「審議会」という。）」を再度設置し、その中で施策の進捗状況を踏まえた計画の中間評価を行い、必要に応じて改善策を検討します。
- 10年後（令和12年度）にも審議会を再度設置し、計画の最終評価と見直し（改訂）を行います。



RAIN WATER MASTER PLAN

発行：安城市

編集：建設部 土木課

〒446-8501 安城市桜町18番23号

TEL:0566-71-2239 FAX:0566-77-0010

E-mail: doboku@city.anjo.lg.jp